## 藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)

## 第3. 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされる場合
- (2) 会議において藤井寺市情報公開条例(平成11年藤井寺市条例第1号)第6条第1項各号に掲げる情報について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

## 藤井寺市情報公開条例(抜粋)

(公開してはならない情報)

- 第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしてはならない。
  - (1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報。ただし、次に掲げる情報を除く。
    - ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定又は慣行により、何人も閲覧できるとされている情報
    - イ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、公開しても、この号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報
    - ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報
    - エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
  - (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は個人の事業者の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生じる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することがより必要であると認められるものを除く。
    - ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの
    - イ 実施機関からの要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供された情報で、法人等又は個人における常例として公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報
  - (3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
  - (4) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
  - (5) 実施機関と国等の機関との間における照会、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係に著しい支障がある情報
  - (6) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じる情報
  - (7) 法令等の規定により明らかに公開することができない情報及び法律若しくは法律に基づく政令の規定により 市長その他の執行機関の権限に属する国等の事務に関して、主務大臣等から公開してはならない旨の明示の指 示がある情報